

事実婚の方へ

※まず初めにお読みください※

当院では同一世帯にお住まいで、自治体に事実婚の届出が済まれている（住民票の続柄に「妻 or 夫（未届）」と記載されている）カップルのみお受けしております。

別世帯にお住まいのカップルはお受けしておりませんので、予めご了承ください。

ご来院にあたっての注意事項

※以下に不備があった場合はご来院いただいても診察できかねますので必ずご確認ください。

- ・必ずお2人そろってご来院ください。
- ・予約当日は初診時に必要なものに加え、事実婚の確認書類として下記①～③に当てはまる全ての書類をご持参ください。
- ・治療の結果出生した子の認知を行う意向があることの確認書類（申告書）の提出が必要です。

両人とも 日本国籍を有する	①住民票の写し ※世帯全員・続柄の記載があるもの ※同一世帯で続柄が「妻 or 夫（未届）」と記載のものに限る ②両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※個人事項証明書（戸籍抄本）は無効
いずれか一方が 外国籍を有する	①住民票の写し ※世帯全員・続柄の記載があるもの ※同一世帯で続柄が「妻 or 夫（未届）」と記載のものに限る ②日本国籍を有する方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※個人事項証明書（戸籍抄本）は無効 ③外国籍を有する方の独身証明書（和訳付）
両人とも 外国籍を有する	①住民票の写し ※世帯全員・続柄の記載があるもの ※同一世帯で続柄が「妻 or 夫（未届）」と記載のものに限る ③両人の独身証明書（和訳付）

※発行から3カ月以内の原本をご持参下さい。